

『法人設立（設置）・異動申告書』について

法人を新しく設立した場合や、所在地が変更になった場合など、下記のケースに該当する場合は、鳥取市役所への届出が必要です。

（書き方と添付書類）

異動内容によって、記入箇所や添付書類が異なります。

添付書類は、変更事項が分かることを提出してください。

ケース	記入欄	添付書類	備考
設立 ・法人を新しく作った場合 ・他市町村に本店のある法人が、 鳥取市に本店移転したことで初 めて届出する場合	* 設立・設置	* 登記簿謄本（履歴事項証明 書または現在事項証明書）の 写し ※ただし、登記されていない 場合（人格のない社団等）は 不要です。 * 定款又は規約等の写し * 認可地縁団体は認可通知 の写し	
設置 ・市外の法人が市内に事業所（支 店）を設けた場合			
所在地（本店）、商号、資本金、代 表者、事業種目の変更	変更	登記簿謄本の写し	
事業年度の変更	変更	定款の写し	
所在地（支店）の変更 支店名称の変更	変更	登記していれば登記簿謄本 の写し	登記していなければ「登記 年月日」は記載不要です。
解散	* 解散・清算結了 * 解散・休業後の連絡先	登記簿謄本の写し	
清算結了	解散・清算結了	登記簿謄本（閉鎖事項証明 書）の写し	
廃止 （法人は活動しているが、支 店が活動を停止する）	廃止	登記していれば登記簿謄本 の写し	登記していなければ「登記 年月日」は記載不要です。
休業 （諸事情で解散ができないが、 法人が実質活動していない）	* 休業・再開 * 解散・休業後の連絡先		状況等を確認しますので、 問合せ先へ事前にご相談く ださい。
その他 （会社変更、収益事業開始・ 廃止、申告期限延長など）	変更	変更内容が確認できる書類 があれば、添付して下さい。	

～合併の場合～

ケース	届出法人	記入欄	添付書類
合併① 市内に事業所のある法人（A）が吸收合併され、これまで市内に事業所なかった合併法人（B）が市内事務所を引き継ぐ場合	法人（A）	「解散」	*登記簿謄本（閉鎖事項証明書）の写し *合併契約書の写し
	法人（B）	「設置」	*登記簿謄本の写し *定款の写し *合併契約書の写し
合併② 市内に事業所のある法人（A）が吸收合併され、そのまま支店廃止の場合	法人（A）	「解散」	*登記簿謄本（閉鎖事項証明書）の写し
合併③ 市内に事業所のある法人（A）が、市内に事業所のある法人（B）を吸收合併した場合	法人（A）	「変更」	*登記簿謄本の写し *合併契約書の写し
	法人（B）	「解散」	*登記簿謄本（閉鎖事項証明書）の写し *合併契約書の写し
合併④ 市内に事業所のある法人（A）が、市外の法人（市内に事業所がない法人）を吸收合併した場合	法人（A）	「変更」	*登記簿謄本の写し *合併契約書の写し

【問合せ先】

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地

鳥取市役所 総務部 税務・債権管理局 市民税課 税制係

電話：0857-30-8145

FAX：0857-20-3921